

# 札幌市道路位置指定申請指導要綱

平成 18 年 4 月 1 日 制定

平成 20 年 1 月 1 日一部改正

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日一部改正

平成 30 年（2018 年）9 月 28 日一部改正

令和 4 年（2022 年）4 月 1 日様式集の改正

札幌市都市局建築指導部建築確認課

# 《 目 次 》

第1章	総則	1
第2章	道路の位置の指定申請	1～
第1節	指定道路の申請	1～
第2節	現存道路の取扱	1～
第3節	2項道路の申請	2～
第3章	共通	3～
様式集		6～

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に基づく道路の位置の指定等の申請に関して札幌市が行う行政指導の指針を定めるものである。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定道路 法第42条第1項第5号に規定する道路
- (2) 現存道路 法第42条第1項第3号に規定する道路
- (3) 2項道路 法第42条第2項に規定する道路

## 第2章 道路の位置の指定等の申請

### 第1節 指定道路

#### (指定道路の申請書類)

**第3条** 指定道路の申請をする者は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。)第9条、札幌市建築基準法施行細則(昭和35年規則第33号。以下「細則」という。)第9条及び札幌市道路位置指定申請審査基準に規定する書類のほか、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 風致地区の場合は、道路に接する土地及び建物の全部事項証明書「甲区」欄に記載されている全権利者に申請内容を通知した、関係隣接者への連絡通知報告書（様式-3）
- (2) 前号の連絡通知の対象となる土地及び建物の全部事項証明書

#### (指定道路の変更又は廃止申請書類)

**第4条** 指定道路の変更又は廃止申請をする者は、細則第9条と札幌市道路位置指定申請審査基準に規定する書類のほか、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 変更又は廃止する道路に接する土地及び建物の全部事項証明書「甲区」欄に記載されている全権利者に申請内容を通知した、関係隣接者への連絡通知報告書（様式-3）
- (2) 前号の連絡通知の対象となる土地及び建物の全部事項証明書

### 第2節 現存道路

#### (現存道路の取扱)

**第5条** 現存道路の取扱は、土地所有者等からの道路の位置の指定申請を受けて行うものとする。

#### (提出書類)

**第6条** 現存道路の申請をする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 現存道路についての調査依頼書（様式-4）
- (2) 道路の位置指定等申請書
- (3) 承諾書
  - ア 承諾を要する者は、以下に掲げるものとする
    - ① 現存道路となる土地又はその土地にある建築物若しくは工作物の全部事項証明書「甲区」「乙区」欄の全権利者
    - ② ①の権利者が死亡している場合は法定相続人全員
    - ③ ①の権利者である会社が倒産・閉鎖している場合は、代表清算人等
  - イ 承諾書及び添付書類は、以下に掲げるものとする。
    - ① 道路の位置指定承諾書（様式-1）
    - ② 承諾書の押印は、実印を使用し印鑑登録証明書を添付
- (4) 承諾の対象となる土地、建物及び工作物の全部事項証明書
- (5) 権利者が法人の場合は、現在事項全部証明書又は代表者事項証明書

- (6) 風致地区の場合は、道路に接する土地及び建物の全部事項証明書「甲区」欄に記載されている全権利者に申請内容を通知した、関係隣接者への連絡通知報告書（様式-3）
- (7) 全部事項証明書の権利者住所が、印鑑登録証明書の住所と一致しない場合は、これらがつながる戸籍の付票、住民票、町名変更証明等
- (8) 法定相続人が承諾する場合は、死亡した権利者との関係が確認できる相関図、戸籍謄本、住民票等
- (9) 地積測量図等
- (10) 法務局備え付けの公図

**(廃止申請書類)**

**第7条** 現存道路の廃止申請をする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 道路の位置指定等申請書
- (2) 承諾書
  - ア 承諾を要する者は以下に掲げるものとする
    - ① 廃止になる道路の土地又はその土地にある建築物若しくは、工作物の全部事項証明書「甲区」欄の全権利者
    - ② 廃止において、既存建築物の主たる玄関（正面玄関）及び車庫が現存道路に面している等、現に使用されている場合（第3章 例-2 参照）には、建築物の全部事項証明書「甲区」欄の全権利者
    - ③ ①～②の権利者が死亡している場合は、法定相続人全員
    - ④ ①～②の権利者である会社が倒産・閉鎖している場合は、代表清算人等
  - イ 承諾書及び添付書類は、以下に掲げるものとする
    - ① 道路の位置指定承諾書（様式-1）
    - ② 承諾書の押印は、実印を使用し印鑑登録証明書を添付
- (3) 承諾及び連絡通知の対象となる土地、建物及び工作物の全部事項証明書
- (4) 権利者が法人の場合は、現在事項全部証明書又は代表者事項証明書
- (5) 廃止する道路に接する土地及び建物の全部事項証明書「甲区」欄に記載されている全権利者に申請内容を通知した、関係隣接者への連絡通知報告書（様式-3）
- (6) 全部事項証明書の権利者住所が、印鑑登録証明書の住所と一致しない場合は、これらがつながる、戸籍の付票、住民票、町名変更証明等
- (7) 法定相続人が承諾する場合は、死亡した権利者との関係が確認できる相関図、戸籍謄本、住民票等

**第3節 2項道路**

**(2項道路の指定申請書類)**

**第8条** 2項道路の「指定」は、関係土地所有者等からの道路の位置の指定申請を受けて行うものとする。

**(申請書類)**

**第9条** 2項道路の申請をする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 2項道路についての調査依頼書（様式-5）
- (2) 2軒以上の住民の居住証明書（様式-6）
- (3) 道路の位置指定等申請書
- (4) 承諾書
  - ア 承諾を要する者は以下に掲げるものとする。
    - ① 新たに道路となる土地又は、その土地にある建築物若しくは、工作物の全部事項証明書「甲区」「乙区」欄に記載されている全権利者
    - ② 新たに道路となる土地に、現に、建物又は工作物等が突出している場合には後退承諾を得ることとし、その建物又は工作物の全部事項証明書「甲区」「乙区」欄に記載されている全権利者

- ③ ①～②の権利者が死亡している場合は法定相続人全員
  - ④ ①～②の権利者である会社が倒産・閉鎖している場合は、代表清算人等
- イ 承諾書及び添付書類は、以下に掲げるものとする。
- ① 道路の位置指定承諾書（様式-1）
  - ② 後退承諾書（様式-7）
  - ③ 承諾書の押印は、実印を使用し印鑑登録証明書を添付
- (5) 承諾及び連絡通知の対象となる土地、建物及び工作物の全部事項証明書
  - (6) 権利者が法人の場合は、現在事項全部証明書又は代表者事項証明書
  - (7) 風致地区の場合は、道路に接する土地、建物の全部事項証明書「甲区」欄に記載されている全権利者に申請内容を通知した、関係隣接者への連絡通知報告書（様式-3）
  - (8) 全部事項証明書の権利者住所が、印鑑登録証明書の住所と一致しない場合は、これらがつながる、戸籍の付票、住民票、町名変更証明等
  - (9) 法定相続人が承諾する場合は、死亡した権利者との関係が確認できる相関図、戸籍謄本、住民票等

### （2項道路の廃止申請書類）

**第10条** 2項道路の廃止申請をする場合、申請者は次に掲げる書類を提出すること。なお、2項道路を廃止した場合は、土地利用が変更されたものとみなされ、再び2項道路としての指定はできない。

- (1) 道路の位置指定等申請書
  - (2) 承諾書
    - ア 承諾を要する者は以下に掲げるものとする
      - ① 廃止になる道路の土地又はその土地にある建築物若しくは、工作物の全部事項証明書の「甲区」欄の全権利者
      - ② 廃止において、既存建築物の主たる玄関（正面玄関）及び車庫が当該道路に面している等、現に使用されている場合には、建築物の全部事項証明書「甲区」欄の全権利者
      - ③ ①～②の権利者が死亡している場合は、法定相続人全員
      - ④ ①～②の権利者である会社が倒産・閉鎖している場合は、代表清算人等
- イ 承諾書及び添付書類は、以下に掲げるものとする。
- ① 道路の位置指定承諾書（様式-1）
  - ② 承諾書の押印は、実印を使用し印鑑登録証明書を添付
- (3) 承諾及び連絡通知の対象となる土地、建物及び工作物の全部事項証明書
  - (4) 権利者が法人の場合は、現在事項全部証明書又は代表者事項証明書
  - (5) 廃止する道路に接する土地及び建物の全部事項証明書「甲区」欄に記載されている全権利者に申請内容を通知した、関係隣接者への連絡通知報告書（様式-3）
  - (6) 全部事項証明書の権利者住所が、印鑑登録証明書の住所と一致しない場合は、これらがつながる、戸籍の付票、住民票、町名変更証明等
  - (7) 法定相続人が承諾する場合は、死亡した権利者との関係が確認できる相関図、戸籍謄本、住民票等

## 第3章 共 通（現存道路・指定道路・2項道路）


### （証明書類の有効期限）

**第11条** 道路の位置の指定申請に係る証明書類の有効期限は、3ヶ月以内とする

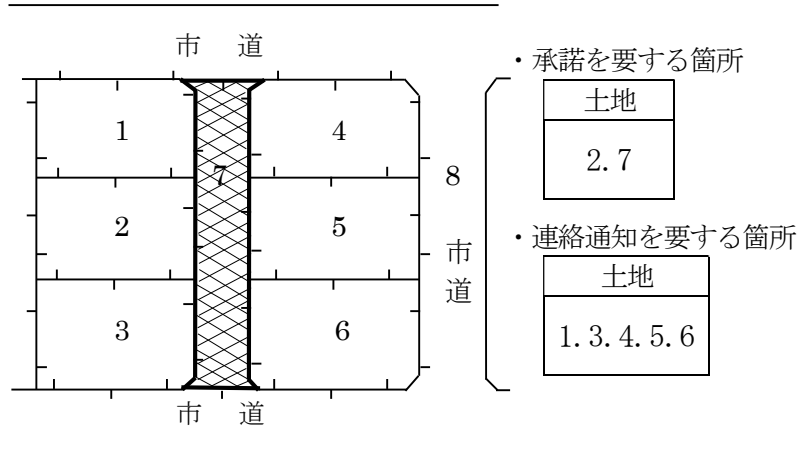
**(変更又は廃止に伴う関係者への連絡通知)**

**第12条** 道路の位置の指定を変更又は廃止申請する場合は、関係利権者の承諾に加え、道路に接する土地及びその土地にある建物の権利者に申請内容を通知すること。通知者の範囲は、以下(例-1)～(例-3)の基本例による。

廃止により道路に接しない土地が生じる場合

廃止予定指定道路： 

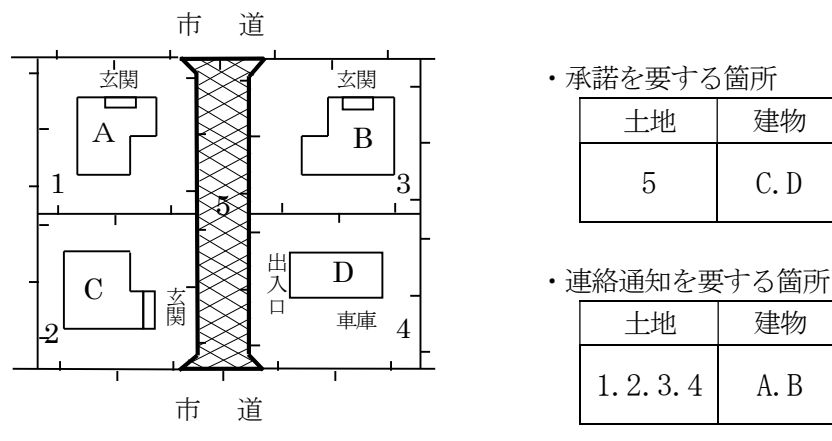
(例-1)



正面玄関や車庫が指定道路に面している等、現に使用されている場合

廃止予定指定道路： 

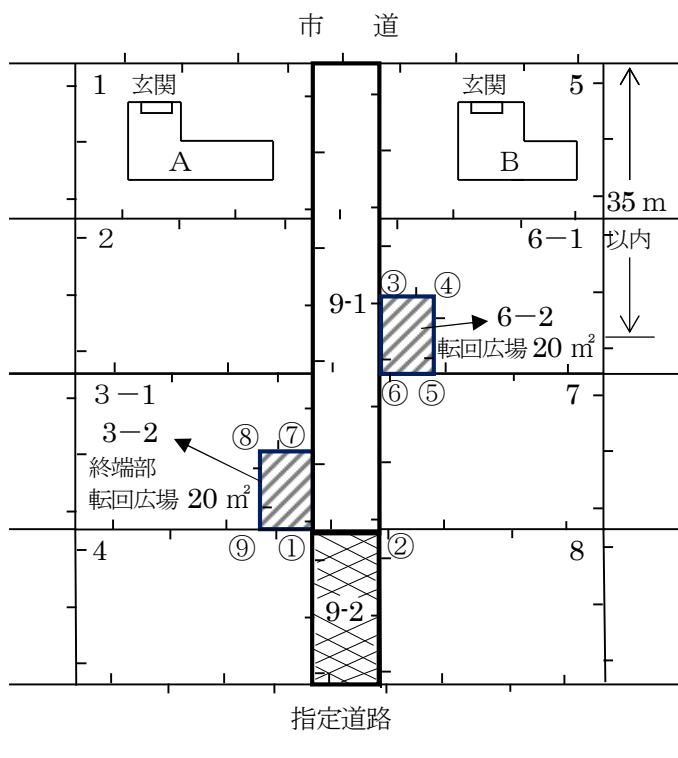
(例-2)



土地9の一部を廃止する場合

(例-3)

廃止予定指定道路： 



・承諾を要する箇所

土地	建物
3-2. 6-2. 9-2	—

・連絡通知を要する箇所

土地	建物
1. 2. 3-1. 4.	A. B
5. 6-1. 7. 8. 9-1	

- ・通り抜けの道路を一部廃止するため、終端部及び35m以内に転回広場を設置する。
- ・指定道路が残る部分及び転回広場を設置する部分を分筆する。
- ・境界標を、指定道路が残る箇所①と②及び転回広場の箇所③～⑨に設置する。

(工事完了届の提出)

**第13条** 道路の整備が完了したときは、申請者は速やかに「工事完了届」(様式-2)を市長に提出し、申請者が立会いのもと検査を受けなければならない。

(道路の保全)

**第14条** 指定を受けた道路は、将来にわたり適正な道路形態を保つ必要があります。

**附 則**

この要綱は平成18年4月1日より施行する。

**附 則**

この要綱は平成20年1月1日より施行する。

**附 則**

この要綱は平成29年4月1日より施行する。

**附 則**

この要綱は平成30年9月28日より施行する。

# 様式集

様式 1	道路の位置指定承諾書	}	審査基準
様式 2	工事完了届		
様式 3	関係隣接者への連絡通知報告書	}	指導要綱
様式 4	建築基準法第4 2条第1項第3号の規定による「現に存在する道」の指定についての調査依頼書		
様式 5	建築基準法第4 2条第2項の規定による「道」の指定についての調査依頼書		
様式 6	居住証明書		
様式 7	後退承諾書		



## 道路の位置指定承諾書

〔(申請者) 〕の申請に係る 道路の位置指定  
道路の位置廃止  
道路の位置変更 申請書及び添付図面に記載されている内容について承諾いたします。

年 月 日

道路の管理者氏名	住所	印

【注】・印欄には、管理者の印鑑登録印を押してください。

1	2	3	4	5
権利の対象となる物件	1 欄の物件所在地	権利の種類	1 欄の権利者住所氏名	印

【注】・1 欄には、「土地」「建物」「工作物」等を記入してください。

・3 欄には、1 欄のものについての権利種別「所有権」「抵当権」「地上権」「地役権」等を記入してください。

・5 欄には、3 欄の権利者の印鑑登録印を押してください。

※この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

# 工 事 完 了 届

年 月 日

(宛先) 札幌市長

申請者 住 所

氏 名

電 話

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

建築基準法第42条第 項第 号の規定に基づく指定道路の工事が完了しましたので  
届け出ます。

- 1 申請位置 札幌市 区 番
- 2 申請年月日 年 月 日
- 3 工事完了年月日 年 月 日

※完了検査年月日	年 月 日	受付欄
※検査員	技術職員	
※検査結果		
※備考		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

## 関係隣接者への連絡通知報告書

道路位置の 〔 指 定 〕 廃 止 申請に伴う連絡を、[(申請者) ] が、その旨関係

隣接者である下記の者に間違いなく連絡いたしました。

1	2	3	4	5
権利の対象 となる物件	1 欄の物件所在地	権利の 種 別	1 欄の権者住所氏名	連絡年月日 と連絡方法

- 【注】**
- ・ 1 欄には、「土地」「建物」「工作物」等を記入して下さい。
  - ・ 3 欄には、1 欄のものについての権利種別「所有権」等を記入して下さい。
  - ・ 5 欄には、連絡した年月日と連絡方法「口頭」「電話」等を記入して下さい。

様式－４

建築基準法第４２条第１項第３号の  
規定による「現に存在する道」  
の指定についての調査依頼書

札幌市 区 番地 の一般の通行の用に供し  
ている土地について、建築基準法第４２条第１項第３号の「現に存在する道」に該当するか、  
調査願いたく関係書類を添えて申請いたします。

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所  
申請者 氏名

建築基準法第42条第2項の規定による  
「道」の指定についての調査依頼書

札幌市 区 番地 の一般の通行の用に供し  
ている土地について、建築基準法第42条第2項の「道」に該当するか調査願いたく関係書  
類を添えて申請いたします。

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所  
申請者 氏名

様式－6

## 居 住 証 明 書

札幌市 区 番地 の土地は、  
年ころより通行の用に供していたことを証明します。

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所  
証 明 者 氏 名

住民票 添付

## 後 退 承 諾 書

今般、札幌市が建築基準法第42条第2項の道として指定するについて、札幌市 区  
番地 に存在する私所有の建築物、または工作物が  
一部突出していますが、突出部分は、将来増改築する際、指定線まで後退することを承諾し  
ます。

年 月 日

(宛先) 札幌市長

承諾者 住所  
氏名 印

建物全部事項証明書  
印鑑登録証明書 添付